

名張市共通封筒広告掲載取扱基準

(目 的)

「名張市有料広告事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき名張市が発行する共通封筒に掲載する広告の取り扱いに関する基準を定める。

(広告の規格等)

広告の規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 大きさ 角形2号封筒：縦60mm×横110mm

長形3号封筒：縦35mm×横100mm

(2) 色 いずれも市が指定する単色刷

(広 告 の 枠 数)

角形2号封筒：6枠

長形3号封筒：4枠

2枠以上の利用も可。ただし、申込数が募集枠に達している場合は不可。

(掲 載 場 所)

角形2号封筒の裏面

長形3号封筒の裏面

(広告の掲載期間)

広告の掲載期間は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(掲 載 料)

角形2号封筒：45,000円

長形3号封筒：60,000円

掲載料の納入は掲載期間前に一括納入するものとする。

また、2枠以上利用する場合は、合計金額より2割の減額とする。

(申 込 方 法)

広告掲載の申し込みは実施要綱第6条の規定に基づくものとし、次に掲げる書類及びデータを提出しなければならない。

(1) 有料広告掲載申込書（様式第1号）

(2) 広告の原稿（電子媒体及び紙出力したもの）

(3) 法人又は団体の概要がわかる書類

(4) 契約書兼同意書

(掲載できない広告)

名張市有料広告事業実施要綱第2条各号に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 名張市が直接広告していると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などを使用しているもの
- (2) 求人広告及びこれに類するもの
- (3) 広告の表現として適当ではないと市が認めるもの

(広告掲載の決定)

掲載にあたっては、「名張市有料広告事業実施要綱」に基づき審査を行うものとする。審査の結果、広報掲載が適当と認められるものの数が募集した数を超える場合は、同第7条第2項により決定するものとする。

順位を決定し難い場合は、同第7条第3項に基づき抽選により決定するものとする。

(附則)

この基準は、令和4年8月9日から施行する。